

国土交通省組織令の一部を改正する政令案新旧対照条文  
 国土交通省組織令（平成十二年政令第二百五十五号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（運輸支局の名称、位置及び管轄区域）  
 第二百十六条 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

2 (略)

別表（第二百十六条関係）

名称	位置	管轄区域
山梨運輸支局 (略)	笛吹市 (略)	山梨県 (略)
奈良運輸支局 (略)	大和郡 山市 (略)	奈良県 (略)

（運輸支局の名称、位置及び管轄区域）  
 第二百十六条 運輸支局の名称、位置及び管轄区域は、別表のとおりとする。

2 (略)

別表（第二百十六条関係）

名称	位置	管轄区域
山梨運輸支局 (略)	山梨県 山梨県 東八代 郡石和 町 (略)	山梨県 (略)
奈良運輸支局 (略)	奈良市 (略)	奈良県 (略)